

〔書評〕

山口佳紀著

『古代日本語文法の成立の研究』

かつて、著者の論文「言語と認識との交渉に関する一試論」(『国語と国文学』四七巻十号、四五年十月)を読んだ折、「語形成史の展開をめぐって」という副題に沿った内容の方は正確に把握しないままに、その題名に魅かれるものがあつた。そのために私は、著者のそれ以後の論考を、「山口口言語と認識」という先入観のもとに読むこととなつた。従つて、私の読みは専らそのテーマがどのように展開されて行くかという極めて粗い観点からのものでしかなかつた。そのため、右の論考に続く二十編ほどの論文を準備段階とする本書を改めて読み解くことはそれなりの努力を要することであつた。そして、本書はその努力を必然とする程に刺激的である。

右に関わつての結果めいたことを予め記しておけば、私のこれまでの読み方は、十全ではなかつたにしても、外的ではなかつたように思う。そのテーマの展開というよりはテーマ自身の内化を本書に見うると考えるからである。古代日本語の文法現象の種々について、それぞれに新鮮で意欲的な提出をもつ本書のその個々は、いっそ華麗と言つてよいほどの印象をもつが、その背後に、言わば通奏低音のようにして、右のテーマはその表面の楽音を支えているように思える。以下、論述を追つて述べて行く。なお、用例等の細部に

内 田 賢 徳

亘る検討を記すことは控えたい。場はそれにふさわしくないし、またその読み方は、もともと私の読み方でなかつた。

第一章は、「形態音韻論」と題される。音形式と文法形式、本書の概念で言えば形態と機能との関係を、ここで形態音韻という概念のもとに捉えようとする。それとその論はいかなる概念、いかなる方法であるのか。著者は、音韻史の研究成果が語構成や文法の研究に應用されつつあるという現状認識をもつ。「音韻現象の規則性の利用」という合理的な方法(一三頁、傍点内田)ということに、その応用の有効性を求める。かつ、その合理が貫徹されるための要件として、音韻現象の法則的理解の厳密さ、非誤謬性を要求する。形態音韻論は、さしあつてそのような応用のいっさいのための場所であろうか。

音価の解明や音韻体系の解釈という音韻研究プロパーの問題よりも、母音の脱落・融合、子音の挿入、子音の交替、音節の脱落というような、形態音韻論的な問題を中心に考察を展開する(一五頁)。

少し残念なことに、形態音韻論についての著者の捉え方なり思い入れなりは本書に詳しく説かれず、我々は右のような記述の中からそれを推測しなければならぬ。しかし、手がかりは本書の外部に、

言わば注釈として存する。

同一形態素に属する異形態について対応する音素を「形態音素 (morphophoneme)」といい、これを扱う部門を「形態音素論 (morphophonemics)」という。〔中略〕形態音素論は、音素論 (音韻論) と形態論との中間にあつて、橋渡しの役割を果すものである (『日本文法事典』「形態」山口氏執筆)。

この項目の内容は、本書にも適用してよさそうに思われるが、なお細かい疑問は残る。アメリカ構造主義言語学の用語、右の引用中の morphophonemics と本書の用語「形態音韻論」とは、後者が一般に morphophonologie の訳語であることからすれば、厳密に等しいとは言えず、安易な適用は危ういと思われる。しかし、トゥルベツコイの次の揚言は、右の「橋渡しの役割」にも通い、かつ本書の立場の基底をなしているとも見える。

形態音韻論は、音韻論と形態論をつなぐものとして、それにふさわしい栄位を文法の中に占めなければならない (『音韻論の原理』「形態音韻論に関する考察」長嶋善郎訳、一九八〇年)。

誤解のないように記しておけば、右の翻訳と本書は同年同月に発行されており、著者が右の訳文を本書に援用するのは一般に不可能である。その分、著者の見通しの正しさを思うべきであろう。しかし、それを考慮してもなお、今少し規定を与えて欲しいようにも思える。例えば、本書の形態音韻を「同一形態素に属する異形態について対応する音素」(前出)と同じように理解して本当によいのか、ためらいもある。だが、恐らくそうした穿鑿は不要であろう。ここに与えられているのは、形態音韻論それ自身ではなく、形態音韻論的、ということだと考えられる (一五頁の引用参照)。的はここで曖昧さを

意味するのではない。形態音韻論が対象とするような現象に視線が向けられていても、そこを一つの領域として扱うような、例えば形態音韻は音韻に対していかなるものかというようなそれ自身のための視点はここにはない。形態音韻論的な現象の分析そのことにおいて「橋渡し」を試みることに、その立場にあつて形態音韻論は方法上の謂いなのである。即ち、ここに考察されるのは渡すことであつて、橋の材質などではない。音韻史の成果の文法への応用という問題意識に対して、その中間の領域云々などと問うてみるのは野暮と心得よう。

そのようにして、本書に試みられるのは、音韻現象の規則性を利用して文法現象の成立を説明しようとする、音韻現象という此岸から文法という彼岸をどのように臨み見るかということである。従つて、まず音韻現象は厳密に分析され、規定されねばならない。

第一節「母音脱落」に見られる著者の手法は、論理的な周到さとして手際よさをもっている。

語の複合によつて、母音連接が生じた場合、連接した母音の一方について、その前後に、これと同じかそれより「きこえ」の大きい母音を含む音節が存在した時、その母音は脱落する可能性がある (四三頁)。

この条件の記述を明快にしているのは、「きこえ」という概念の導入であろう。

響度とは、有坂秀世 (『音韻論』九八頁) によれば、「音エネルギーの量に対応する主観的な感覚量」であつて、母音の響度は、口の開きの大小に応じて、ア・オ・エ・ウ・イの順で、次第に小さくなる (二三頁)。

Sonoritätの「主観的な感覚量」という客観性は、何らかに補強される必要がある。母音に限定して「口の開きの大小」との対応を言うのは、本書四六頁注2の記述も含めて、岸田武夫氏の判断に倣うものだが、岸田氏にあって部分的に適用されていたその概念「響度」を、母音脱落の全体に及ぼそうとすると著者の思いきりがあがる。響度が口の開きの大小への置き替えを通して、有効な尺度たりうるかどうかという判定は私の任でないが、先に引用した簡潔な記述は、岸田氏の理論の一つの止揚であるように見える。第一章では、ポイントとも言えるこの節を興味深く読んだ。そして、著者はここの尺度響度を、第三節「母音同化」でも適用しようとする。

これら(内田注、順行同化の諸例)はいずれも、影響を与える母音の方が影響を受ける母音よりも、「きこえ」(響度・sonority)が大きいという点で共通しているのである(八四頁)。

それは逆行同化でも決定的な反例は見られないとしながらも、なお慎重に、

証例を多く求め得ない今の段階では、そのような原則の存在を強く主張することはできない(九五頁)。

とする。慎重さの理由は次にある。

前提となった音韻現象の法則的理解そのものに、既に誤りが含まれているならば、そこから得られる結論にも、おのずから錯誤が生ずるであろうことは、明白である(二三頁)。

そして、その慎重さに基づく正確な音韻現象の理解は、所謂母音交替の母音の理解へと連なる。母音交替の法則が「熟語構成上の一法則として文法上の意義を有する」という有坂秀世の立論(国語音韻史の研究)以来、音韻論と文法論の転換的な関係式として論じられ

てきた、その一環を本書も目指す。「第二章 用言篇」の第四節「母音交替の一面」は、かかる視点にあって、第一章と第二章とを仲介する。即ち、母音交替の現象は、形態音韻論的現象の中心をなしていることになる。形態音韻論的現象の爾余の諸項は、交替のプロセスを説明すること(iとの母音融合)に働いたり、逆にプロセスをチェックすることに結果したり(母音脱落、母音同化)など、その中心の周辺をなしている。そのチェックとは、例えば「[sɪ + √zɪ]」のような脱落は前述の法則からして起りえず、

従つて、これらは文字どおり母音交替であつて、かつて末尾にa等をとるることによつて被覆形を、iをとるることによつて露出と判断される、そのように行われる。第二章第四節が、それ自身形態音韻論的現象を扱いつつながら、「動詞活用成立論の前提として」という副題のもとに「用言篇」に収められるのも、右の帰結と言えよう。

音韻法則が文法に應用されるとする時、交替の現象は、最も文法に密接であると位置づけられているのであろう。引用した右の一文は、交替を便利に使っているのではなく、逆に交替という現象の純粹さを析出しようとしているように見える。子音の交替など、本書に扱われて、しかし表題の趣旨からは遠い、但し形態音韻論的な現象ではあるものに少なからぬ頁が割かれるのも、諸現象の中で文法へ橋渡しされるものの純粹さのために他なるまい。しかし、その純粹さにおいて、なお、プロセスの明らかな交替と「単に母音交替」(三一八頁)と言われるような二種の設けられることは、いかなることとして捉えたらよいのであろうか。二種を時代差(交替√i接尾)に思つてみても(二三二頁)、共時的に両存しているその構造は改めて問わ

れてよいだろう。そして、その両存の中で、プロセスを問えないものは、積極的にはプロセスそのことを無化してしまうであろうし、その体制下で改めてプロセスの立てられる時、プロセスの中心としてのiの文法性は必然的に問われることになる。本書の「独立化」は、それに充分に答えるのであろうか。単に交替する種との関連を、その概念はどのように掬うのだろうか。右に純粹さと称したものが形式への純化であるならば、この二重性はおにこりと見えてしまいうだろう。橋渡しはまた、形態から形式へのそれでもあらねばならない。

さて、その母音交替に関わって、著者は、「異価的交替」と「等価的交替」という二つの区別を提出する。異価とは、交替が被覆形・露出形の区別に働くことであり、等価は交替においてその区別されないことである。ここで、我々は初めて文法論の概念に行き当たる。被覆形・露出形の区別は、「熟語構成上の一法則」(有坂、前掲)としてある。それに対しての「異価」とはいかなる概念か。「被覆形・露出形」という、語の文法的機能の「転換」(三〇五頁、傍点内田)という規定が重視するのは、被覆・露出両形の区別されてあることではなく、文法論の意味の差異化を母音交替が胚胎しえたということである。胚胎と言うのは、交替がこの差異化を必然とするのではなく、可能として有することを指す。そして、可能としてのその胚胎は、異価と並ぶ等価と関わる。なぜなら、等価的交替を、音韻の差異が文法論の意味を差異化しないものとするならば、それは音韻の差異を異価と共有することにおいて、異価を図とする地を成していることになり、音韻論と文法論とを転換的に関係づけているのは、むしろその地―図の体制であらうからである。等価的交替は、ここで背

後化されることになる。

被覆形・露出形の区別は、その転換に生じた第一次的な文法論的差異である。そして、本書は、第五節「動詞活用成立」で、その差異を動詞の諸活用形の成立的な差異を考察する際の基本に置く。

被覆形・露出形の対立を基本的に設定した以上、この基本線を守る方向で解釈するのが正当ではあるまいか(三三二頁)。

ここで、著者は次のような論理に従っていると考えられる。母音交替の現象は音韻の現象としては等質であるが、そのうち被覆形・露出形の差異に働いているもの(異価的交替)は文法論的差異へと開かれていくことになる、と。この論理は、或る不足を抱えているように思われる。一つは、右に背後化されるとした等価的交替の方が、逆に文法論的同一性の中に留まらねばならない筈だということへの注意である。それは文法に関わっていかなる意味をもつか。次のような記述がある。

ここ(命令形の成立についての説、内田注)では、母音交替を考える。すなわち、連用形 *ssu* を基本形として *i*—*e* による等価的母音交替によって成立したのが、命令形 *ssu* だったのではないだろうか。*i* を中心に言えば、最も純粹に等価的交替を起す相手は、*e* に他ならなかったからである(三三六頁)。

ここで、右の背後にあるとしたものが表面に現われているのは明らかであろう。但し、異価に対して等価が文法論的同一性を負うとすれば、連用形と命令形との同一性が、単に露出形であること以上に展望される必要がある。命令形が一定の mood として確立される」という差異化の方向にある時、それをなお同一性につなぎとめるのだとしたら、そのことにおいて積極的に等価的交替は文法論的

出来事であることになる。そして、背後化されているのは、等価的交替の文法論的同一性だけではない。

もとより、母音交替には、意味の分化に伴うそれがあり得るわけであるけれども、今はそのような点を無視し(三〇五頁)、

という記述は、母音交替が語彙論的な差異に関与することを認めつつ、その文法論的な意義を考慮しないことを述べるものだが、一般に、被覆・露出のような文法論的差異が成立することは、逆にその語の語彙論的同一性を保障することであらねばならないと考えられる。母音交替が狭義活用の形成に関与するのも、被覆・露出という差異が文法論的差異の展開へと開かれていくという表面と共に、逆にそのような交替が語彙論的同一性を背後化しつつ負うからだと言える。当然のことだが、活用は語彙論的同一性の中に一語であることともに生起する。その表面化する場合は先のように指摘しにくいけれども、文法論的異価の背後の語彙論的な同一性は、母音交替にあつての文法論への転換において考慮しておくべきことのように思われる。

本書の動詞活用の成立の基本は、a-i、a-uの異価的交替によって、四段活用の未然、連用、終止の三形が成立するという点にある。まず提出されるのは、 \sim a形態の「情態言」である。阪倉篤義氏の用語「情態言」は、同一の意味特徴と音形態をもつものを構成に即して純粹に一括する。もとよりそこ(「語構成の研究」)にも、情態言が未然形態を介して活用と関わることは展望される。そして、本書の立場は、この項に関して、その展望をより形態の事実に即して展開しようとする位置を占めることになる。その情態言が未然形をなし、「未然形 \parallel 情態言 \parallel 被覆形」(三三二頁)と異価的に交替

した二つの語形、 \sim と \sim が連用、終止両形をなすという。かつそうすると、被覆形一個に対して露出形二個が対応していることになるが、i露出形が中止法を、u露出形が終止形を担当することによって共存し得た(三三二頁)。

とする。音形式のこととしては、何の疑念もない。しかし、ここで我々が本当に語つてほしいと思うのは、異価的交替の被覆・露出という対立が、いかにして三活用形の機能差へと展開しうるかということである。中止法と終止法との機能分担は、その結果としてのことであろう。

動詞の活用形における基本的対立は、結局、被覆形・露出形の対立のようであつて、その意味では、未然形と、連用形乃至終止形とがあれば、十分である(三四五頁、傍点内田)。

説かれなかつたことにこそ、母音交替が文法論的に意義をもつ何かがあるように見える。私には、異価、等価という時の「価」が、音韻論的なそれから文法論的なそれへと十分に転換しえていないように思われる。被覆・露出という差異は文法論的概念の端緒であるにしても、文法論の諸契機の幾つかの成立をそこに見ようとする限り、その展開の可能性は、文法論への転換の具体として、その差異に分析されねばならないのではないのか。例えば、その差異の動詞活用への展開とは、被覆・露出両形式の述語性における差異として見られるであろうし、それは同時に相関的に主語性を両形式に、二重化されたこととして分析することを求めるだろう。そして、そこに転換の図式の見出される時、それに必然的に、音韻の論理と文法の論理との質的な転換も捉えられるだろう。本書を離れた極論として、例えば、未然形 \sim と連用形 \sim の形態は音韻論的に母音交替の関係

にあると言うことはできても、母音交替の関係が未然形と連用形とを文法論的に成立させたと言うのは短絡に過ぎない。被覆・露出の対立が交替に直接するにしても、被覆形 \parallel 未然形という等式は、現象以上の述語性のこととして説明されない限り、文法論的説明ではありえない。本書はそうしたことを一つの予感としてもつだろう。首韻法則の合理性が文法論にあつて一つの側面として位置づけられることを、形態の中に文法を言わば直観としてもつ本書は、予感するのである。例えば、

従つて、已然形は、情態的な意味を保ちつつ、露出形の資格を有する形態であつたらうということになる(三三五頁)。

と記したり、形容詞語幹を「半露出形」(二五二頁)と規定したりするところに、すなわち一つの非合理として文法の論理が予感されているように思える。前者にあつては、已然形をめぐる被覆・露出の対立が、未然・連用、終止のような文法性の対立を構成するのではなく、「連用修飾的に情態を表現する」(二三三頁)という、その対立に両義的な一つのあり方として見られることにおいて、そして後者では、その形態の規定自体が両価的であることにおいて。

そして、その予感は、予感という形式であることにおいて、次の現実的な合理と対照をなす。四段活用連体形の成立の説である。

終止形と連体形のような著しく機能を異にする活用形が、もともと同形態であつたというのは、かえつておかしい(三三三頁)。

という前提に出発して、「saka + u / saku, / saku (咲く)」という成立を考へる。u(ウ乙)の可否は措くとして、uなる連体助詞が付加されるとする点に、文法の論理に関わつての問題がある。一般に見られる連体助詞即ち繫辞の顕在と潜在(ムカツラとムカモモなど)につ

いて、

連体助詞を介して、連体格たることを明示するやり方の方が、論理的に明晰であるところから、この形が定着したものである(三三四頁)。

という判断がある。そもそも、この二つの連体関係構成から導かれるのは、直接には、連体形が情態言のままであるという可能性と、連体助詞を含むという可能性の二つであろう。前者が考慮されず(もちろん連体形の音形態は \parallel でないが)、後者のみを取りあげられる時、求められているのは合理性である。しかし、連体形の根拠として連体助詞をという求め方は、合理的である以前に合理化でありはしないか。同様の発想は、第三節「形容詞活用の成立」にも見られる。形容詞語幹がそれ単独で連用、連体の両機能を果たすことを指摘したうえで、

しかしながら、格関係が明示されていれば、それだけ明晰であろうから、格表示要素としてのク・キが添加されるようになって、たものと考えられる(二七五頁)。

とする。今、私はこの説を否定しようとするのではない。これは一つの説明ではある。ク、キの語形に形容詞の連用、連体機能を捉えるのは、基本的な文法把握、一つの自然である。その自然さの中でクとキにそれぞれの機能を分析することは、それ自体否定しえない。しかし、その抽象を、明晰化のために添加されると解釈することは、一種の合理化と見えてしまうのである。このように合理性を求める発想は、先の両価性などへの予感と対照的に見える。その対照は、次の一文に収束するように思われる。

単語のうち、いわゆる自立語が語彙論の意味を有していること

は勿論であるけれども、それだけでは構文的単位となれないから、これに文法的意思(機能)が付け加わる訳であるが、その文法的意思の違いを単語自体の形態的变化によって示す一類の語群がある(二二五頁、第二章「用言篇」冒頭、傍点内田)。

格表示要素などの発想と右の前半部は照応している。しかし、右の後半部は、前半部に対して矛盾な関係を含んでいる。差異が単語自体から成立即ち分出するという論理は、付け加わることと対立する。そして、両価性などの現象は、そこに生まれる。「付け加わる」べき文法論の意味が内部からの析出という形式に実現するというこの冒頭の一文の背理即ち非合理は、それ自身のうちに「付け加わる」ということの反省を要請してしまうけれども、ここにこのように言い表わされている同一性と差異性の相関は、文法論の一つの粹である。そして、例えば「明晰化」ということにも、付け加わるのではない(即ち分出の)質が半ば言われてしまっている。形態に局限して合理性を求める本書の一つの立場は、或る潔癖さをもつけれども、文法の論理を予感の中に閉じ込めてしまう。

しかし、本書はその合理性にのみ拘泥するのではない。第一、第二章の密接な組織からはやや遠い、しかしどこかで著者がそれらと一つのまとまりを志向している第三章「表現形式篇」のうち、第二節「ミ語法の成立」を、私は本書全篇の中で最も魅かれつつ読んだ。ミ接尾の形態の語に、文形式的にも意味的にも動詞の契機と形容詞の契機の併存を見た上で、その交渉の場としてへ感情、評価、感覚形容詞の語幹(十ム)の四段動詞連用形をあげる。その形式にあつては、思うこと、感じることの志向性と生理とが分かち難くあり、前者の形容詞性と後者の動詞性とは、そこに両存し均衡する。かつ、

そのあり方は形容詞全体へと拡散しつつ、形容詞性の契機を表面的として行く。しかし、用例の現実には、その表現そのことにおいて二つの契機の間を様々に揺れると言えるだろう。「山高み」と言う時、山の高くある客観性とそれを認めている者の感覚の生理とが、この例では前者を表面としつつ、抜き難く後者を保つて表現されている。ここで成立論は、一方から他方へという合理性を志向するのではなく、二つの契機の両立的なあり方と最初から付き合っている。先に予感としてあるとした内容は、このあたりで一つの形をもつingように見える。形態が意味や機能を先取りするのではなく、意味や機能が形態を決定するでもない、その交渉の現場に常に立ち還ろうという著者の基本的な立場が、無理なく成功しているように思える。形態が意味や機能の微妙さに堪え、また意味や機能が形態自体の制約と法則のもとにそこへと現象すること、すなわち言語と認識との交渉の、その微分学は、この節のような方法においてこそ見出されるだろう。

この稿の発表された昭和五九年あたりへ向かつて、本書所収の一連の論考は静かに成熟して行くように見える。一々を記す余裕はもはやないが、ミ語法の論の手法に等しい質は、この頃の他の篇にも見られる。その高まりから、本書に展望された各項が更に展開して論じられる日を読者は俟たせよう。そしてその運動のための或る総括として本書を読む時、私のこれまでの雑な読み方にもそれなりの意義はあつたと言えようか。言語と認識との交渉という若々しいテーマの言表は本書の表面から消え、準備をなした諸論考と本書各節との関連を記す一覽の頁に収まっている。それは、そのテーマの、ここに記したような内化の結果であろう。その印字の小さな記念碑

のようなたまたまに、私は或るなつかしさを感じる。そのなつかしさが、私にあつて、評がともすればおちいりがちな恣意と安逸に墮してしまうのを戒めていることを望みたい。

（昭和六十年一月十日発行 有精堂刊 A5判 六五二頁 一五〇〇円）

——京都大学助教授——

（昭和六十二年十月二十九日 受理）